

## 第6回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日(水) 午前9時00分から午前10時05分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	11	奥村 喜美子
委員	2	中島 準一	委員	12	寺田 勝典
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 奥村 喜美子 委員  
議席12番 寺田 勝典 委員

## 8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

○議案第31号 令和5年度農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について

○議案第32号 農用地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告

6) 報告事項

○事務局報告

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

局長 地平 勝弥

局次長 村田 浩司

係長 澤田 均

係長 谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席11番奥村喜美子委員と、議席12番寺田勝典委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
はじめに、3条調書、整理番号68について、審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号、整理番号68について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。なお、申請地の南側は、令和4年度転用許可済みの住宅工事箇所であり、譲受人は、申請地にて、野菜および果樹の栽培を行う予定です。農機具を所有し、これまで自宅近くの農地を借り受けて畑作を続けてこられた経緯があり、作業歴40年の親族の応援を受けられることから耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号68については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。  
昨年の法改正により、非農家でも農地が取得できるようになりました。この件について、何ら問題ないと判断しました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 続いて、区域番号2中森推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号2中森です。  
現在、借地にて耕作されています。何ら問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号68について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号68については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号69について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 まず、整理番号69について説明します。参考図は3ページ、4ページです。  
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。  
譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地は平成13年の形状変更手続きにより、現況1枚の田となっており、おおむね筆界で地番の位置関係を表示したものが参考図記載のとおりとなります。譲受人は、申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号69については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。  
11月4日、黄瀬推進委員とともに、譲受人本人から、現地で説明を受けました。周辺農地に影響もないことから許可相当と考えます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議 長 続いて、区域番号8黄瀬推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号8黄瀬です。  
事務局および山崎農業委員の説明のとおりで、何ら問題ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号69について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号69については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号70について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号70について説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。  
農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し自家消費用の米作りを考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。計画では、所有する農機具に加えて、新規に田植え機やコンバインを購入予定であり、耕作体制を充分整えられることから、営農に支障ないものと考えます。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号70については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。  
令和5年12月9日、廣岡推進委員と地元関係者および申請者立会いのもと、

5名で現地確認を行いました。譲受人は、今後も農地として活用していかれることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号26廣岡推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号26廣岡です。  
特に意見等はございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 緩利委員。

緩利委員 議席番号3番緩利です。  
現住所の上野から大原上田の申請地まで、どのようにして農機具を運ばれ、耕作していかれるのか、また年齢を伺いたい。

議 長 奥村委員。

担当農委 年齢は、70歳前半です。会社を経営しておられ、上田と大久保の間に社員寮があり、社員と一緒に稲作を始められ、自己消費用の米を耕作されます。

緩利委員 わかりました。

議 長 事務局。

事務局 年齢についての補足です。譲受人は73歳です。また奥村委員の説明があったとおり、申請書にも、通作距離800メートル、およそ12分とあります。

議 長 他に、ご質問等はございませんか。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号70について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号70については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号71について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号71について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。  
申請農地は譲受人の所有する農地の隣接地であり、譲受人はこれまで譲渡人から賃貸借して耕作されていましたが、このたび所有権移転について双方合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号71については、議席2番中島委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号2番中島です。  
譲渡人は父親から相続した土地を、これまでから譲受人に水稻栽培を委託されてきました。この土地は、譲受人の自宅近くになり、近くに譲受人の圃場があります。譲渡人が今回、土地の売買を申し出たところ、話がまとまりました。譲受人は、購入後も変わることなく水稻栽培を続けられます。区長、改良組合長の同意も得られており、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号33上杉推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 特に意見はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号71について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号71については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号72について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号72について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページ、10  
ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

遠方に居住しており、農地の処分を検討していた譲渡人と、農地の規模拡大を  
考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲  
受人は、申請地の隣接所有者であり、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許  
可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号72については、議席2番中島委員、説明をお願いします。  
す。

担当農委 議席番号2番中島です。

譲渡人は遠方にお住まいで、地元にはお盆の墓参りくらいしか帰って来られる  
ことはなく、譲受人に自宅周辺の管理等を任せておられます。譲受人は自分の敷  
地周辺にある土地について、譲渡人に声をかけられたところ、売買で話がまとま  
りました。購入後も畑で利用したいと話しておられます。ご審議のほどよろしく  
お願いします。

議 長 続いて、区域番号33上杉推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読さ  
せます。

事 務 局 特に意見はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問  
等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号72について採決いたしま  
す。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号72については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号73については、整理番号74と関連がございますので、一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 まず、整理番号73について説明します。参考図は11ページ、12ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請農地は譲受人の自宅隣接地であり、このたび譲渡人との土地交換による所有権移転について双方合意し、申請されました。申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号74について説明します。参考図は13ページ、14ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請農地は譲受人の所有する農地の隣接地であり、譲渡人とで土地交換による所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号73および整理番号74については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。

農地を交換されるための申請です。どちらも今後耕作を続けられます。なお、12月2日に、私と山本推進委員と当事者2人で現地確認を行っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号36山本です。

交換される土地の現地確認を行ったところ、特に問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。
- 委 員 　　【質問等なしの声】
- 議 長 　　ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号73について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。  
よって、整理番号73については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号74について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。  
よって、整理番号74については、許可とすることに決定いたします。  
議案第28号については、以上であります。
- 議 長 　　続きまして、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
5条調書、整理番号55について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　議案第29号、整理番号55について説明します。調書は6ページ、参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画図は17ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。  
申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。申請によると、土木工事業を営む譲受人において、工事受注が増加する中、建設資材の置き場確保が必要となり、平坦で敷地面積が広く、住宅からも少し離れた当該申請地にて資材置場利用を計画されています。新たな造成工事はなく、敷地内に残土・砂利・砕石などの資材を配置されます。また、特段構造物の設置はないことから、雨水排水は自然地下浸透ですが、南側隣接農地は不耕作地であり、敷地周囲には法面を隔てて市道があり、大きな池に接していることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号55については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。  
令和5年11月30日、吉田推進委員と譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は、不耕作地で、以前より資材置き場として譲渡人との間で活用されていました。顛末案件ですが、近隣農地に影響がないと判断し、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号35吉田です。  
申請地は、同地区の山間部に位置し、相続以来耕作放棄状態でした。隣接地も不耕作地で、道路を隔てては団地と隣接しています。以上の状況から、農地利用最適化の推進において支障ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号55について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号55については、許可相当とすることに決定いたします。  
なお、本案件は、県農業会議へ諮問いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号56について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号56について説明します。参考図は18ページ、19ページ、土地利

用計画図は20ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、貸資材置場を目的とする、農地の売買です。

申請によると、不動産業および土木業を営む譲受人において、甲南地先の宅地分譲を進める中で、自社資材の保管場所が必要となってきたことから、事業地に近い申請地にて置場確保のために計画されたものです。新たな造成工事はなく、敷地内に主に残土、一部建築外構資材などを配置されます。また、特段構造物の設置はないことから、雨水排水は自然地下浸透ですが、河川、主要地方道、里道、自己所有地に囲まれていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号56については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。

12月4日に、山本推進委員と譲受人とで現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号36山本です。

特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号56について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号56については、許可とすることに決定いたします。

す。

議案第29号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号について説明します。

今月の決定は7件です。8ページの利用権設定総括表をご覧ください。賃貸借権および使用貸借権の設定の面積は1万269平方メートルです。

借り手、貸し手と、農地の所在、面積、期間等は、9から10ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手の農地台帳による経営状況は11ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第30号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第30号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。

議案第30号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第31号「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案にかかる意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第31号について説明します。

農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。

この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画

案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

13ページから21ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）の農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借の設定面積は、合計9万6,940平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、22ページから23ページの参考資料のとおりです。

次に、24ページから25ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合計4万3,596平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、26ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第31号について採決いたします。  
「農用地利用集積等促進の計画案」に関して「意見なし」として意見を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、議案第31号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。  
議案第31号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第32号「農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について」を議題といたします。  
意見書検討委員会、林田委員長の説明を求めます。

林田委員長 　議案第32号について説明します。議案書は、27ページからです。  
農業を取り巻く環境は、農業の担い手不足、有害鳥獣による農作物の被害、さらには、原油価格をはじめ物価の高騰など、農業者にとって厳しい状況が続いていま

す。こうした状況の中、各地域ブロック会議において、農地利用最適化推進委員から多くのご意見等をいただき、意見書検討員委員会において審議し、持続可能な地域農業の維持・発展のため、「農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）」を取りまとめいたしました。

30ページをご覧ください。「1. 担い手への農地利用の集積・集約化」についてです。本市の担い手への集積率は、令和5年4月現在で48.5%であり、農業委員会で定めた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、令和13年度の集積率75%を目標として取り組んでいるところです。農地の集積・集約化に向けた取組みについては、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする

「地域計画」の策定が重要であると考えております。1点目は、「地域計画策定に向けた体制の構築」として、「未来の設計図ともいえる地域計画の策定のため、地域が主体となって検討できる体制を構築して進めること。」2点目は、「地域計画策定に向けた進め方」3点目は、「農業生産基盤の整備等」として「農家負担を要しないとされている農地中間管理事業による区画整理や、土層改良、用排水施設の改良など、耕作条件の改善等による集積・集約が図れる環境づくり」を意見としました。

次に、31ページをご覧ください。「2. 新規参入の促進・担い手の育成」についてです。前項目と同様に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、新たに参入する担い手の育成・確保を図っていくことを目標としております。都市生活者の地方における就農への関心が高まっていることや今般の農地法の改正による農地取得等の要件が緩和されるなど、地域農業の担い手の確保に繋がることが期待されます。1点目は、「新規就農・担い手の育成」2点目は、「女性農業者の支援」3点目は、「次世代への学習環境」4点目は、「農業者の経営安定支援」として「資材価格等の高騰が、深刻な状況の中、国や県の制度に加えて市の独自制度による支援を図ること。」5点目は、「高収益となる作物の開発」6点目には、「薬用作物等の支援・生産拡大」を意見としました。

次に、32ページをご覧ください。「3. 遊休農地の発生・防止」についてです。農業従事者の担い手不足、鳥獣の被害や資機材の高騰など、耕作を断念される方が増加し、遊休農地の拡大が懸念されています。遊休農地の発生の抑制と合わせて、遊休農地の拡大は有害鳥獣の生息地となることが懸念され、遊休農地の管理や利活用等の対策が求められています。1点目は「粗放的利用の推進」2点目は、

「鳥獣の緩衝帯の整備」「長年耕作放棄された農地等の有害鳥獣の生息地となり、農作物の被害と住民生活への被害に繋がることから、耕作放棄地の竹林や雑木、草木などの伐採・伐根による鳥獣の緩衝帯としての整備事業を創設すること。」としました。3点目は「機械・設備の導入支援」として「機械・設備の買い換えの際に仕方なく離農されるという方が特に多く見られることから、農業経営の継続のための機械・設備購入の補助事業要件の見直しや新たな制度の創設を行うこと。」としました。4点目は、「農作業人材の登録・派遣制度」5点目は、「獣害防止柵の維持補修・更新に対する支援制度」6点目は、「農道・市道等の草刈に対する支援制

度」を意見としました。

以上、大きく3項目、全15項目の意見とし、農業委員会等に関する法律に基づき、提出するものであります。ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 　ただ今、意見書検討委員会、林田委員長から説明がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第32号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、議案第32号については、原案どおり可決いたします。  
なお、市長への提出については、1月26日を予定しております。  
議案第32号については、以上であります。

議長 　これで、審議の案件を終了いたします。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。  
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は34ページから35ページ、参考図は21ページから22ページです。

　　今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が1件です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、続きまして、報告事項に入ります。  
事務局報告事項について、順次、事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・農地法第18条第6項の規定による賃借権の解除
- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・県常設審議委員会報告
- ・令和6年度総会開催日程
- ・経過と予定

議長 報告事項は以上です。

議長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。